

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

石綿等の取扱い作業は、石綿障害予防規則等により、石綿ばく露防止のための措置が義務付けられています。これらの措置の一つとして、建築物等の解体・改修工事前に石綿の使用の有無の調査（以下「事前調査」という。）を行うことが定められています。

本講習は、改正石綿障害予防規則による事前調査を行うことができる者の育成を目指すものです。

受講資格

建築物石綿含有建材調査講習者登録規程第7条第2項第3号による次のいずれかの者

- イ) 労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者
- ロ) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者
- ハ) 学校教育法による短期大学(修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。ニにおいて同じ。)、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者
- ニ) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者(ハに該当する者を除く。)
- ホ) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して七年以上の実務の経験を有する者
- ヘ) 建築に関して十一年以上の実務の経験を有する者
- ト) 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第八号)による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して五年以上の実務の経験を有する者
- チ) 建築行政に関して二年以上の実務の経験を有する者
- リ) 環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して二年以上の実務の経験を有する者
- ヌ) 労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
- ル) 労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者
- ヲ) ロからルまでのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者

講習期間・会場・受講定員・受講費用

[「受講の申込」](#)にてご確認ください。

講習科目及び時間

| 科目 | 時間 |
|-----------------------|-----------|
| 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1 | 1 時間 |
| 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2 | 1 時間 |
| 石綿含有建材の建築図面調査 | 4 時間 |
| 現場調査の実際と留意点 | 4 時間 |
| 建築物石綿含有建材調査報告書の作成 | 1 時間 |
| 筆記試験 | 1 時間 40 分 |

講習科目の一部免除される者（該当者は申込に際して免除申込み手続き下さい）

（受講資格イ。）労働安全衛生法別表第 1 8 第 2 3 号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者
≪免除科目≫建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1

申込方法

「講習会お申込み手順」にしたがって、お申込みください。